土地改良区のお知らせ

2019年3月29日

水土里ネット 大井川土地改良区

〒427-0042 静岡県島田市中央町 30番2号

電話 0547-37-7151 FAX 0547-37-1220

安原 正明

http://www.ooigawa-yousui.jp



「大井川用水の日」を制定」について

近年の極端な雨の降り方などの異常気象による洪水調整や渇水による節水対応 が余儀なくされている状況が続いております。

このような状況にかんがみ、大井川の水の貴重さと重要性について地域の皆様に関心を高め、理解を深めるため、大井川用水の恩恵に感謝する日を「大井川用水の日」として、(旧)国営大井川用水農業水利事業の完了から50周年にあたる今年度に、大井川用水利水者である既得水利権者8団体(大井川、大井川右岸、金谷、神座土地改良区、中部電力、特種東海製紙、新東海製紙、島田市)の総意で平成31年3月28日(木)大安吉日に制定するものです。

なお、「大井川用水の日」は大井川右岸地域を取り込んだ国営土地改良事業が法手続きの基に計画決定された<mark>昭和26年3月28日にちなんで3月28日</mark>を定めるとする。≪別紙リーフレットを参照してください。≫

「大井川用水の日」を制定に伴って、毎年、実施してきた、大井川の恵みの享受に対する「水に感謝する会」と来年度の豊かな大井川用水を確保できるよう願うため、雨乞いの祈願を智者山神社の参拝を今後、3月28日の「大井川用水の日」に恒例化していく計画です。

≪大井川土地改良区内田理事長の制定宣言及び制定までの経過説明≫



3月28日は大井川用水の日



背景:大井川の源流 間ノ岳

【制定理由】

大井川の水の貴重さと重要性について地域の皆様に関心を高め、理解を深めるため、大井川用水の恩恵に感謝する日を「大井川用水の日」として、(旧)国営大井川農業水利事業の完了から50周年に当たる今年度に制定する。

【日の決定理由】

大井川右岸地域を包含した国営大井川土地改良事業の計画決定された昭和26年3月28日にあやかり3月28日を「大井川用水の日」とする。